

地域コミュニティの再生について。

公民館の位置づけ。令和3年4月に、新居浜市地域コミュニティ基本指針―多様で豊かなコミュニティづくりに向けての協働のまちづくりの推進―が公表されています。この基本指針の第4章、コミュニティ再生に向けての今後の取り組みの中で、昭和37年の中央公民館設立から平成31年のコミュニティ支援員制度の開始までの間の取組を総括した簡潔な文章が掲載されています。

少し長いですが、読み上げさせていただきます。

本市では、1つの小学校区（旧校区を含む。）に、1つの公民館、1つの校区連合自治会が存在してきたことから、校区コミュニティの結束が強く、古くから自治会や公民館、地域の団体が連携して地域のまちづくりや課題解決の事業に取り組み、地域への愛着や誇り、自分たちのまちは自分たちでつくるという意識の醸成が進んできました。

少子高齢化の著しい進展とともに地域を取り巻く環境は変化し、価値観の多様化や個の主張やニーズが尊重されるようになり、地域の課題は一気に多種多様化している現状があります。

防犯や防災、地域福祉、子育て支援などの分野では、問題解決のためにこれまで以上に地域の各種の団体が強固なネットワークを組むとともに専門的知識をもった団体との連携など地域のまちづくりを総合的、包括的に進める仕組みづくりを目指す必要があります。

また、平成30年、中央教育審議会がとりまとめた答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」の中で、公民館については、地域課題解決型の学びと活動の拠点となる方向性が示されたことにより、今後は地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進する拠点として、社会教育の分野だけでなく、幅広い分野の課題解決のために、公民館の機能拡大が求められています。以上です。

この総括の中で、公民館の機能拡大が求められていますが、これまで機能拡大について、どのような取組がされたのでしょうか、お尋ねします。

第六次新居浜市長期総合計画、そして新居浜市地域コミュニティ基本指針の中で、現在の公民館はどのような位置づけに考えられているのでしょうか、お示してください。

地域コミュニティ基本指針をまとめる審議会の議事録の中で、公民館長、主事、主事補と人数は3人だが、主事、主事補はいずれも会計年度任用職員の雇用形態でパートタイム勤務、フルタイムの正規職員がいないままの主事、主事補と公民館長の3人体制では、地域コミュニティセンター機能は果たせないのではないかといった御意見も目にいたしました。

平成31年に始まったコミュニティ支援員制度、現在の名称、地域コミュニティ支援員はどのような役割や責務を求められているのでしょうか。地域コミュニティ支援員になる際は、特別な研修などされているのでしょうか。

地域コミュニティ基本指針では、今後の方向性として、支え合い助け合う地域コミュニティづくりを唱えて、今後の施策の展開を4点挙げています。1、地域まちづくり組織の

形成。２、地域まちづくり計画の策定。３、公民館の（仮称）コミュニティセンター化。４、モデル事業の取り組みの４点です。

特に３点目の公民館の（仮称）コミュニティセンター化では、公民館を教育委員会から市長部局へ移管して、地域のまちづくりと生涯学習の拠点として機能充実と住民の利用促進を図ります、とあるのですが、公民館の機能充実とは具体的に何をどのように充実させるのでしょうか。お答えください。

また、市長部局への移管は、いつ実施されるおつもりでしょうか。時期をお示しください。

最後に今後の方針としてですが、これらの流れは、令和３年度からスタートした第六次新居浜市長期総合計画と軌を一にしたもくろみです。新居浜市の最上位計画と歩みを一にしていかなければならないのではありませんか。

長期総合計画の施策５－７、地域コミュニティの充実の項にある、成果指標と目標数値には、地域運営組織の設立数は令和１２年度には１８団体、つまり大島や別子山も含め、市内１８校区、旧校区を含めてですが、全ての設立を目標にされている。令和３年に５つの校区が参加を希望したにもかかわらず、宮西校区と中萩校区の２校区でスタートさせた地域運営組織設立モデル事業は、令和７年度現在、宮西校区の１校区だけで設立されているのみです。

長期総合計画の目標を達成させるためというのではなく、新居浜市の地域コミュニティの弱体化や崩壊を防ぐ手だてとして、知恵を集めて何度も審議を経て作成した、新居浜市地域コミュニティ基本指針が示す地域コミュニティ再生を目指す取組は、今後も続けなければならないと私は考えますが、市長はどのように取り組まれるおつもりでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

○議長（田窪秀道） 答弁を求めます。沢田市民環境部長。

○市民環境部長（沢田友子）（登壇） 地域コミュニティの再生についてお答えいたします。

まず、公民館の位置づけについてでございます。

これまでの公民館の機能拡大についてでございますが、現在、宮西校区まちづくり協議会が活動している口屋跡記念公民館においては、公民館を地域運営組織の事務局とし、従来からの社会教育事業に加え、地域運営組織における地域のまちづくり計画に沿った様々な事業の実施補助を行い、地域まちづくり活動の拠点、地域の情報収集及び発信の拠点としての機能については、充実しているものと評価しております。

次に、令和３年３月に策定いたしました新居浜市地域コミュニティ基本指針では、公民館の（仮称）コミュニティセンター化を施策の展開の一つに掲げ、地域運営組織の全市的な取組を広げていく過程で、公民館をコミュニティセンターに移行し、地域住民の交流の場、まちづくりの拠点として位置づけ、最終的には地域でセンターの運営を行っていくことを今後の方向性として位置づけいたしました。現時点では、移行前でございますので、これまでと同じ位置づけとなっております。

次に、地域コミュニティ支援員の役割や責務についてでございます。

対象地域の校区連合自治会、また

は地域運営組織と庁内関係部署との連絡調整を行うこと、また、まちづくりタウンミーティングの企画、運営等に参画し、地域の主体的な活動を支援することでございます。

そのため、現在、職務経験を積んだ主・技幹、副課長級の職員を支援員として発令しており、特別の研修は行っておりませんが、職員自身が地域活動に参画、経験することを通して、まちづくり活動への理解促進と地域のまちづくりに取り組む意識の醸成につながっているものと考えております。

次に、地域運営組織とコミュニティーセンターの運営についてでございます。

まず、公民館の機能充実についてでございます。

地域運営組織による多様な地域課題の解決と地域の人づくりを進めるために、公民館を地域の主体的なまちづくり活動や学びの場、地域防災の拠点、地域住民の交流の場とし、地域の情報収集及び発信の機能を充実させ、今後は新しい地域運営組織の活動の拠点としたいと考えております。

地域の主体的な活動の支援と地域住民の利用を促進するため、現在、社会教育法で規定されている公民館の利用制限については、例えば、営利活動の実施など、より柔軟に施設の利用を行っていくことが可能となるものと考えております。

次に、市長部局への移管時期についてでございます。

具体的な時期を申し上げることはできませんが、公民館のコミュニティーセンター化と同時に、市長部局へ移管されるものと考えており、地域の実情や意向も踏まえ、地域住民の皆様と十分な協議を重ねながら、まずはコミュニティーセンター施設の活動主体となる地域運営組織の全市的な形成について取り組んでまいりたいと考えております。

次に、今後の方針についてでございます。

今後における地域運営組織設立に向けた取組につきましては、地域コミュニティーの衰退や地域の担い手不足が課題となる中、地域の持続可能なコミュニティー組織の運営や人づくりについて地域住民の皆様の自治、分権、すなわち地域のことは地域で決める、地域で取り組むというまちづくり意識の醸成を図りながら、支え合い助け合うコミュニティーづくりを今後も引き続き推進していく必要があるものと考えておりますが、地域が抱える課題や歴史、風土の違いがありますことから、それぞれの地域の実情に応じた取組が重要と考えておりますので、地域の皆様と丁寧な話し合いを行いながら進めてまいりたいと考えております。

第六次新居浜市長期総合計画の地域運営組織設立の目標値は、市内全域の18団体としておりますが、現在、目標達成が困難な状況となっております。

今年度実施いたします計画の中間見直し作業の中で、地域のまちづくり活動の拠点となる公民館との一体的な検討状況や、モデル校区の活動状況の中長期的な期間での検証も踏まえながら、見直しを検討してまいります。

○議長（田窪秀道） 再質問はありますか。大條雅久議員。

○23番（大條雅久）（登壇） 現況の分析は、今部長が答えられたとおりにんでしょう。幾つも申し上げ

たいことはあるけれども、最後、地域運営組織を18団体設立する目標について、現時点では困難という判断は、一生懸命やったけど、一つしかできてないんですと私は感じられない。やろうとしていなかった。今回、部長も変わったけど、市長も変わったから、古川市長にお聞きしてるんです。

自治会も公民館も行政の大事な現場だと思います。その地域の人が勝手にやっているわけじゃない。単位自治会にしろ、市政だよりを配布するにしろ、回覧板を回すにしろ、行政の下支えをしている。その自治会が今、世帯加入率が5割を切ろうとしている。行政自体が崩壊しそうだから、今、長期総合計画でも、今回の地域コミュニティ基本指針でも、コミュニティの再生をしないと行政がもたない。もっと高コストになってしまう。そういう危機感があって、5年前につくったんですよ。5年間やってきたのかと言ったら、やらないからできていないんですよ。いや、こんなことやりました、違いますと言うならいいですけど。ただ、新しく古川市長にお尋ねしたい。お読みになっていると思う新居浜市地域コミュニティ基本指針、そして第六次の長期総合計画、その中の地域のコミュニティ再生について、どう関わっていかれるんですか。お尋ねします。

○議長（田窪秀道） 答弁を求めます。古川市長。

○市長（古川拓哉）（登壇） 大條議員の御質問にお答えします。

今後コミュニティの再生にどう関わっていくのかということだろうというふうに思っています。

私自身もこのコミュニティの変化、形がどんどん変わっていることに関して、公がついていっていないというのは感じているところであります。

ですので、今後どのような形でこの再生をするのかということ、この長期総合計画の見直しの中において、しっかりと議論を深めていきたいと思えますし、それは自治会であったり、公民館の関係者を巻き込んだ形で、この新居浜市、そして各地域の在り方を踏まえて議論をして、結論を出していきたいというふうに思っています。

少子高齢化を伴う人口減少が進展していく中において、そういったコミュニティ組織を形成していくということは大変難しいことになってきていますが、おっしゃるとおり、行政と自治体、またコミュニティとの関わり合いというのは大変深いものがあるというふうに思っておりますので、そこを第一に考えながら、これから検討を進めてまいります。

○議長（田窪秀道） 再質問はありますか。大條雅久議員。

○23番（大條雅久）（登壇） ぜひ進めていただきたいんですが、私の評価はこの4年半、令和3年の4月にスタートした地域コミュニティの再生が4年半、足踏みしてます。どこで転んだのか、どこで間違ったのか。それはあげつらっても仕方がない。やる気がないとしか、僕は今判断できないから。

公民館の形を変えるにしろ、地域の意見を聞くにしろ、人と金と場がなきゃ地域は考えようがない。その枠組みをコミュニティ基本指針では示したんですよ。それについていてないのは人も出してない、金も出

してないからですよ。

地域コミュニティ支援員は、イベントのときだけ実行委員会に加わって手助けしても、そういうことじゃない。公民館の主事というのは本来地域の行事のコーディネーターじゃないですか。地域をどうやって動かしていくか。それをいつまでたってもパートタイムの会計年度任用職員でいいんだという考え方自体がね。それで駒のように扱うから。せっかくだろうまく地域となじんで行事が全部できるようになった人は、有能だから……。　（ブザー鳴る）